省　　令

○法務省令第六号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）及び不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十九日

法務大臣　三好　雅子

商業登記規則等の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

第一条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子署名の方法） **第三十三条の四**　法第十二条の二第一項第一号の法務省令で定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。	（電子署名の方法） **第三十三条の四**　法第十二条の二第一項第一号の法務省令で定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が千二十四ビット又は二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。

（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部改正）

第二条　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子署名の方法） **第二条**　法第六十二条ノ六第一項第一号及び第六十二条ノ八第一項第一号に定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が二千四十八ビットであるものを講ずる措置（以下「電子署名」という。）とする。	（電子署名の方法） **第二条**　法第六十二条ノ六第一項第一号及び第六十二条ノ八第一項第一号に定める措置は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が千二十四ビット又は二千四十八ビットであるものを講ずる措置（以下「電子署名」という。）とする。

（不動産登記規則の一部改正）

第三条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子署名） **第四十二条**　令第十二条第一項及び第二項の電子署名は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。	（電子署名） **第四十二条**　令第十二条第一項及び第二項の電子署名は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一―八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が千二十四ビット又は二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（商業登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の商業登記規則第三十三条の四に定める措置を講じた情報は、この省令による改正後の同条に定める措置を講じた情報とみなす。

（不動産登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の不動産登記規則第四十二条に定める措置を講じた情報は、この省令による改正後の同条に定める措置を講じた情報とみなす。

○財務省令第八号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項及び第十八条の三第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十九日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（平成三十年財務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二表の表改正前欄の外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第八条第一項第一号中「［ヌ～ワ　同上］」を「［ル　当該顧客又は代表者等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下チ及びリにおいて「公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名［ヌ　同上］［ヲ・ワ　同上］」に改める。